# BCAO News

特定非営利活動法人 事業継続推進機構

## 地域企業の BCP 策定を継続的に促進

研究会/セミナー/講演など多方面で活動中

### P.1 神奈川県メッキ工業組合 災害時に助け合う仕組みを実現

- P.2 品川区の BCP セミナーに講師派遣
- P.3 浜松市の防災フェアで講演
- P.4 キーマンインタビュー
- P.6 東京オペレーション事務所移転の お知らせ

## 神奈川県メッキ工業組合 災害時に助け合う仕組みを実現

2009年9月24日(木)、神奈川県横浜市(横浜情報文化センター)に於いて、横浜市の立会いのもと、神奈川県メッキ工業組合の2社が相互委託加工契約の締結を交わし、記者発表が行われまし

た。続いて、「よこ はま ものづくり 防 災、BCPセミナー」 (主催は横浜市) が 開催されました。



#### ■記者発表概要

多くのメッキ業は、中小企業の規模であり、大 規模地震が発生すると復旧までに相当な期間と資 金がかかる。また、復旧しても以前の顧客が元に 戻らず、復旧資金の返済も見通しが立たず、事業 継続が危ぶまれている。

横浜市経済観光局が、事業継続計画(以下、BCP)の普及啓発の方策の一つとして、横浜市(経済観光局)、神奈川県メッキ工業組合、及び事業継続推進機構事務局の3者で研究会を設置し、検討を進めた。検討の結果、災害時に相互での応援が可能な企業を事前登録する「災害時における相互応援登録制度」を設け、

さらに、災害時に 企業間で委託加 工を行う仕組み を作り上げた。



#### ■仕組み

#### 【災害時における相互応援登録制度】

神奈川県メッキ工業組合の「災害時における相 互応援登録制度」は、組合会員企業の中で、災害 時において、被災情報の共有、提供、被災した工 場に対する受託加工等の相互応援が可能な企業を あらかじめ登録する制度である。

この制度は、「お互い様」の精神に基づき、被災 した工場の緊急対策、事業継続を目的とした作業 支援、物的応援、人的応援を含んだ相互支援を目

的とし、さらに相互 委託を可能とする ところに特徴があ る。2009年8月に、 組合加入68社の中 から8社がこの制 度に登録した。

神奈川県メッキ工業組合 68社 相互応援登録制度:8社 相互委託加工契約 2社

#### 【相互委託加工契約、および品質保証協定】

上記の相互応援制度に登録した企業の内、取引 先への供給を継続するために他社に業務委託する 場合には、「災害時における相互委託加工契約書」 および「災害時における委託加工をするための品 質保証協定書」を個別に契約する。今回、8社の中 で先行する次の2社が契約を締結した。

なお、本契約は、 条文起案から合意 に至るプロセスに おいて細坪事務局 長が参画し、中野明 安弁護士(丸の内総



## **BCAO News**

合法律事務所)のご協力を得て作成された。

- ・(株)羽後鍍金(横浜市金沢区) (代表取締役社長 黒岩順一)
- ・(株) 大協製作所(横浜市保土ヶ谷区) (代表取締役社長 栗原敏郎)

#### ■今後の方向性

横浜市は、今後も産業防災の強化の一環として、BCPを啓発し普及を進める。本事例と同様あるいは新しい形態によって、普及が進み、さらに事例の社数が増えることを期待している。

神奈川県メッキ工業組合は、同様の取り組みを 横浜市内に拘らずに県内・県外に広げていく予定 である。2010年1月頃に総合説明会を開催する予 定にしている。

中小企業のBCPでは、代替戦略が採用出来ない、 難しいという声が多い中において、今回の契約締 結は、実効性の伴う選択であり、大きな価値と意 義があると考えられる。

## 品川区の BCP セミナーに BCAO から講師を派遣 「新型インフルエンザ対策と BCP の基礎知識」

2009年10月から11月にかけて、品川区と東京 商工会議所品川支部の共催による BCP セミナー

「新型インフ ルエンザ対策 と BCP の基 礎知識」が 3 回連続講座と して開催され ました。



| 日 程    | テーマ                   |
|--------|-----------------------|
| 10月27日 | 企業におけるインフルエンザ拡大への     |
| (火)    | 対応とBCPの基礎知識           |
| 11月10日 | BCPを導入している企業の事例紹介     |
| (火)    | 101 と中人ので、 3正米ッチ/10位分 |
| 11月19日 | 災害等発生時の実務対策・労務対策(危    |
| (木)    | 険度等に応じた実務での対応策)       |

受講者は、東京商工会議所品川支部の登録企業であり、それらの企業から責任者や担当者が連続講座に出席しました。3回の連続講座は各回とも2時間枠で行われ、当機構は、品川区に新型インフルエンザ対応でご協力頂いている経緯を重視し、3回すべてに講師を派遣し全面的に協力を行いました。

#### ■連続講座概要

#### ◆第一回 (10/27)

伊藤毅理事(富士通総研)より、演題「新型インフルエンザへの対応について」にて、新型インフルエンザの現状、事業継続計画(BCP)とは何か、感染予防と拡大防止、事業継続への対応、継続する方法(戦略)の検討などについて、説明を行いました。

#### ◆第二回 (11/10)

深谷理事(日本 IBM)より、演題「新型インフルエンザ対策の紹介」にて、新型インフルエンザ対策のポイント、A/H1N1での事例などについて説明を行いました。さらに、深谷理事から受講者に対して、代替要員の確保などを問う形で、伊藤理事も参加して質疑応答や受講者との意見交換などが行われた。

#### ◆第三回(11/19)

会員の中野明安弁護士(丸の内総合法律事務所) より、演題「災害等発生時の実務対策・労務対策」 にて、企業の新型インフルエンザ対策と法的諸問 題に関して、善管注意義務、自宅待機の賃金等の 扱い、労務管理の側面、取引先等の取引・契約の側 面などから法的検証が必要な理由を説明し、法的 リスクは、適正な対策を講じることによって回避 することが可能なリスクであることを紹介し解説 を行いました。

続いて丸谷理事長より、演題「新型インフルエンザ発生時の実務対策(危険度に応じた対応策)」のもと、厚生労働省の Q&A[1]と東商の資料[2]を参考資料に用いながら、強毒性/弱毒性の差を踏まえつつ一体的な BCP を策定する意義、企業内で

の集団感染を防ぐことの重要性、強めの初動と柔軟な再考必要性などの説明を行いました。

[1]厚生労働省「新型インフルエンザ(A\_H1N1) に関する事業者・職場の Q&A」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/21.html

[2]東京商工会議所「中小企業のための新型インフルエンザ対策」~この冬を乗り越えるために~ http://www.tokyo-cci.or.jp/chiiki/influenza/influenza200910.pdf

## 「防災フェア 2009 in はままつ」にて 基調講演および特別講演

2009年8月21日(金)から24日(月)までの間、静岡県浜松市に於いて「防災フェア2009 in はままつ」(主催:内閣府、浜松市、防災推進協議会)が開催されました。最終日の8月24日(月)に「企業防災シンポジウム」がアクトシティ浜松を会場に、約100名の出席者を集めて行われました。

丸谷理事長の基調講演、池田浩敬顧問(富士常 葉大学大学院教授)の特別講演、そして地元・近 隣企業4社の方々に参加を頂きパネルディスカッ ションが行われました。

■基調講演:『地域企業への BCP の普及の現状と 展望』BCAO 丸谷理事長

#### 【講演概要】

BCの復旧曲線のイメージは、地震などの突発事象と新型インフルエンザでは異なるが、BCPの基本は共通する。

BCP の必須の計画としては、①緊急対応から事

業継続への対応

計画、②事前対策の計画、そして③ 訓練、平常時の維持管理、定期的改善の計画の3つがある。



BCの基本方針において、経営者は、①従業員らの人の安全、②業務継続の社会的責任、③自社の経営存続について、相反する方向をこれらが要求する場合も多いので、自らがそのバランスを考え方針を決断する必要がある。

中小企業への普及は、個々の企業の独自の取組を促すのでは足りず、地域内の支援が必要。ただし、地域で策定を支援する人材が不足しているし、外部から支援を得るには費用面で折り合わない場合が多い。そのため、BCP 策定企業による勉強会の継続的な実施が有効な方法と考えている。

民間部門のBCPの策定支援は、支援対象を社会的影響が大きい企業、社会機能維持に関わる企業、サプライチェーンを担っている企業に絞っていくことを考えてよいと思っている。そうでないとやる気のある支援対象になかなか出合えず、支援に疲れてしまう懸念がある。

■特別講演:『静岡県における中小企業への BCP 普及の取組みについて』池田浩敬氏 富士常葉大学大学院 環境防災研究科教授

#### 【講演概要】

静岡県においては、県内の中小企業への BCP 普及のために、独自の静岡県モデルプランとして、 平成 18 年に「静岡県事業継続計画モデルプラン」 (以下、県モデルプラン)を作成した。

県モデルプラ ンは、中小企業 庁の BCP 策定 運用指針をベー スに作成して、 a) まず、指針 の分量を減らし、



さらに簡素版(A3版両面1枚)の作成、b)静岡 としての地域特性の反映、c)業種別(製造業版、 商業版)のひな型の作成、によってツール提供を 行ったが、BC普及の効果的な促進に結びつかなか った。

アンケートによると、策定促進の阻害要因とし

ては、①資金、②時間、③知識の 3 点があり、これらを克服するために対策資金の融資制度 (\*1)、普及セミナー開催、Web での県モデルプランの提供等の施策を講じてきた。

しかしながら、中小企業は独力でBCPを策定し切れない場合が多く、地域内での個別相談や指導を望む企業の声が上がり、県と協力し、地域内でのBCに関する普及と指導を目指す人材の育成の場として、「BCP指導者養成講座」を設けることに至った。そして、新たに始めた育成講座のカリキュラムについては、BCAOの協力で実現することができた。

中小企業が、地域内で日常的に自らを取り巻く人的ネットワークを活かして、育成講座を受講した者に相談できる仕組みを確立させた。ただ、課題もあり、その一つが育成講座を受けた個人の知見、経験レベルに差があることである。今後、この問題を解決するために、質的な均等とレベルアップを図る必要があり、BCAOの資格制度などを活用して解消を図りたいと考えている。

また、産学官の連携による情報提供や課題を検討する「静岡県 BCP 普及研究会」を設置し、行政、大学、産業界の様々な企業や組織・組合、及びBCAO が参加して、100 組織(団体) 規模の研究会となっている。この研究会では、定期的に会合を開催し、①情報提供、②課題検討会を行っている。

■パネルディスカッション:『地元・近隣企業の事業継続への取組とそこから学ぶもの』

- 川田昇司氏(アイシン精機(株)コーポレートリスクマネジメント室主査)
- ・ 山口晃生氏((株)ミダック 常務取締役)
- 森俊幸氏(森精工(株)代表取締役社長)
- 松村 勲 氏 ((株)焼津冷凍 代表取締役社長)

#### コメンテータ:

パネリスト:

· 池田浩敬氏(富士常葉大学大学院 環境防災研 究科 教授) コーディネータ:

· 丸谷浩明 (BCAO 理事長)



(紙面の都合上、パネルディスカッションの内容については割愛します)

#### キーマンインタビュー

BCAO 内外のキーマンに取材したコラムです。 今回は、長岡技術科学大学工学研究科准教授 で、BCAO 副理事長の渡辺研司先生にお話を伺 いました。

### Q:事業継続に関わる研究に取り組まれるように なったきっかけと最近の関心事は何でしょうか?

A:事業継続については金融業が最も進んでいると言われていますが、私自身も元々銀行に勤めていて、1993年のニューヨークでのWTC爆破事件



でリカバリー業務の経験もありましたのでそこを 起点に研究を進めていました。また、(大学のある) 新潟では地震により特に製造業が大きな被害を受 けましたので、さらに汎用的なところに研究フィ ールドが移ってきました。

汎用的とはすなわち標準化ですとか組織間の相互運用性(インターオペラビリティ)などで、今の社会のニーズもそのあたりにあるだろうと考えています。たとえば民間同士の連携であるとか官民連携のあり方、仕組みなどが課題です。最近では官民連携の論文を書いたりもしています[1]。

### Q:官民連携と標準化の関わりについてもう少し お聞かせください。

A:官民連携とは結局地域的には地域コミュニティでつながる話です。しかし、災害時協定などを企業が自治体と結んだとしても基本的にはベストエフォートですので、企業がつぶれそうな危機下においては行政に対する協力が困難になります。このあたりの協定が契約であるべきなのか、経済的インセンティブを伴う必要があるのか、具体的にどのようなものが有効であるのかを整理しつつ、そこには何がしかのルールが必要であるという前提をおきながら、ISO の活動を通じて標準化に関わっています。

## Q:官民連携の視点でBCAOの会員に期待される動きとしては何が挙げられるでしょうか?

A:会員の皆様にも様々なお立場がありますので、 十把一絡げに言えるものではないですが、やはり BCP を勉強するフェーズというのは既に過ぎてい て、実際に BCP を用意している企業同士がどのよ うに連携していけるかの議論が必要で、そうした 議論ができる仕組みや文化が求められます。

BCAO には様々な研究会がありますが、最近はフェーズが勉強から実践、情報交換に移ってきたものもあります。今は決められた研究会に参加して頂く形式ですが、逆に会員の皆様から「このようなことをしたい」「このようなことで集まりたい」という動きがもっとあってもいいでしょう。

米国では acp (association of contingency planners)という団体があって、BCIやDRIの資格を持っている人、あるいは資格がなくても企業の事業継続担当者など、そうした人々が月一回の会合でただ情報交換をして帰っていきます。それが25年も続いているわけですが、これはそうした場での情報共有と人脈作りが事業継続の実践においていかに重要であるかということの表れでしょう。

## Q:米国のお話が出ましたが、海外における BCM の取り組みで何かトピックがあれば。

A: まずアメリカについては昨年4ヶ月くらい調査 しましたが、採用されている規格やガイドライン が 3 つほどあります。ひとつの国家規格に絞るのではなく、複数の規格を対象とした任意認証をはじめようとしています。こういう多様性を認めてしまうと整合性の面で難しくなってしまうのですが、まずは方法論の整理から、最終的な監査のありかたまでも含めた PDCA のインフラを作ろうとしています。

次に英国についてですが、Civil Contingency Act として法律で定めた仕組みがベースとしてあります。国家レベルのリスク要因が National Risk Register という文書として整理されており、これに対応するための Resilience Forum が国レベルや地域レベルで設けられています。それぞれのフォーラムには行政や重要インフラ企業、商工会議所などが参加して定期的に会議を行い、期間中に起きた事故の報告や検証なども行っています。興味深いのは、各フォーラムの取り組みの基準としてBS25999 を参照する方向になりそうなことです。英国規格なので当然なのかもしれませんが、英国では官民挙げた取り組みの基礎にBS25999 が組み込まれる可能性が高くなってきました。

## Q:最後にBS25999も含めた標準化の流れについてISO(TC223:社会セキュリティ)の動向などを。

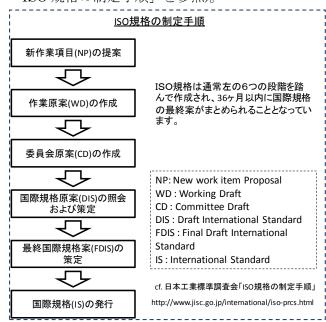
A: ISO についてはマネジメントシステムの第三者 認証について関心が集まっていますが、ここ 4年 ほど ISO に関わってきた感覚から言うと、対象ユ ーザー層の想定が変わってきたように思います。

例えば日本やアメリカなどの先進企業はBCMのISO は自らは取得しないが、取引先、サプライチェーンの先にいる企業、特に新興国の企業に対して「ちゃんとやっていますか?」という趣旨でとってもらうものだと割り切っているようにも見えます。ISO における議論の参加国も 40 カ国ほどに増えてきましたが、特に新興国は ISO として早く確立してもらい、事業継続の面で各国における法律として強制できない部分の底上げにつなげたいと考えているようです。

とは言え、英米の大中堅企業が自らの ISO 取得に無関心というわけでもなく、むしろ BS25999 な

どは ISO の内容にかなり浸透しつつありますので、BS25999 に基づいた取り組みを始めている英米組織は ISO が出たときにはギャップを埋めれば済むと考えているようです。この点、わが国の BCMSについての標準化の進め方については、もう少し幅広い関係者間で整理する必要があります。

ISO での標準化作業自体は用語の解釈、ISO31000(リスクマネジメント)との関係性整理などでまだ先に伸びそうです。CD が出されましたがさらに議論が必要ということでCD2 が出されることになっています(CD の位置づけについては次の「ISO 規格の制定手順」を参照)。



はじめの話に戻りますが、地域における官民連携を実現するためには、これまでのように災害があったときに、とにかく全員で全力を挙げて対応するというアプローチはもう限界にきています。さきほど紹介した英国の地域 Forum のように、地域をどう守るかという視点で、組織間の共通言語として標準を利用するのも見習うべき点かと思います。

[1] Kenji Watanabe, "Developing public-private partnership based business continuity management for increased community resilience", Journal of Business Continuity & Emergency Planning Vol.3 / No.4(pp.335-344), 2009

#### 東京オペレーション事務所移転のお知らせ

東京のオペレーション事務所が港区虎ノ門から下記新住所に移転しました。虎ノ門は期間限定契約でしたが、今回の事務所は継続的に使用していける予定です。会合などでのご利用を希望される場合は事務局までご連絡ください。

| 住所         | 〒 103−0023                 |
|------------|----------------------------|
|            | 東京都 中央区 日本橋本町 4-3-4        |
|            | 東海日本橋ビル (7F)               |
| 電話 /E-Mail | 03-5521-2235 / bc@bcao.org |
| 交通         | 東京メトロ銀座線 三越前駅 徒歩4分         |
|            | JR 総武線 新日本橋駅 徒歩 2 分        |
|            | JR 山手線 神田駅 徒歩 4 分          |







【建物外観】

【事務所内】

BCAOニュースレター 第11号

発行日:2010年2月8日

発行:特定非営利活動法人 事業継続推進機構

http://www.bcao.org/ 編集及び発行人:梶浦敏範